

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社金山組
(法人番号5140001048326)
業者の住所：兵庫県尼崎市武庫之荘3-8-6
- 2 指名停止措置期間：令和7年1月15日から
令和7年4月14日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：株式会社金山組の代表取締役は、阪神水道企業団が発注した浄水場内の工事において、非公開の入札情報を入手した見返りに現金20万円を同企業団の主査に渡したとして、令和6年11月13日、贈賄の容疑で兵庫県警に逮捕された。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第3号ア（贈賄）に該当するため。

指名停止措置要領付表第2第3号「抜粋」

措置要件	期間
(贈賄) 3 次のア、イ又はウに掲げる者が対象区域内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 3月以上9月以内 2月以上6月以内 1月以上3月以内